

意見陳述という原点

会員 松田 亘平



私は弁護団活動に参加する機会をいただいている。参加した弁護団はいずれも公共性が強い訴訟を担っており、活動にやりがいを感じている。

弁護団事件において特徴的だと思うのは、意見陳述が行われる点である。意見陳述とは、原告本人や原告代理人が、口頭弁論期日において、当該訴訟に関する意見を述べる行為である。書面陳述・証拠提出等に続いて行われ、20分程度を与えられることが多い。意見陳述では、原告は、これまで受けてきた被害や当該訴訟にかけられる思い等を述べ、代理人は、当該期日に提出した書面の要旨等を述べる。

幸運なことに、私は何度か意見陳述を担当する機会に恵まれた。その経験を通じて、意見陳述は、公共訴訟において必要不可欠であると感じている。私の恣意的な整理になるが、原告意見陳述と代理人意見陳述は、以下の重要な役割を果たしているからである。

まず、原告意見陳述は、訴訟の早い段階で、原告が自らの言葉で裁判所に語ることを可能にする。そのような機会は、通常の訴訟では尋問の時まで訪れない。公共訴訟においてもこのような進行であれば、審理が当該訴訟の社会的意義を踏まえたものになりうるか疑問である。加えて、公共訴訟は現在進行中の被害を扱うため、審理中に新たな被害が発生することがある。原告がその時々的心情を語ることは、審理をより被害実態に即したものに思われる。

また、代理人意見陳述は、傍聴人を含む公衆が当該訴訟への理解を深めることを可能にする。近時、期日報告会の公開に加え、書面のインターネット上での公開も増えてきた。もっとも、公衆が書面に感

じるハードルは依然として高い。これに対し、代理人意見陳述は、裁判所の前で語られることを前提としているので、傍聴人にとって比較的理解しやすい文章によって構成される。当該訴訟を傍聴していない公衆も、代理人意見陳述の内容が報道・公開されることで、当該訴訟への理解を深めることができる。

実際、弁護団は、意見陳述に心血を注いでいる。期日での限られた時間を最大限に活かすため、打合せや推敲を繰り返し、原告の想いや弁護団の主張を端的に表現する言葉を探し出す。その作業は、肉を削ぎ落として骨を探り当てるようなものであり、時には痛みを伴う。こうして組み立てられる意見陳述は、さながら骨格標本のようなものである。それが精緻であればあるほど、裁判所の審理や社会の議論をより正確な方向に導くであろう。

このように重要な役割を果たす意見陳述であるが、民事訴訟法・民事訴訟規則には規定がない。おそらく、戦後の裁判闘争のなかで事実上勝ち取られてきたものと思われる。しかし、意見陳述が法的根拠を持たないという現状は、あるべき法制度の姿なのだろうか。個人的には、現在行われている意見陳述の法制化を検討してもよいと考えている（もちろん法制化にはデメリットもあるだろう）。

私はよく、原告代理人席の隅の方から意見陳述を拝聴している。ストレートに心に響く原告意見陳述や、簡潔で力強い先輩弁護士の意見陳述に接する度に、いつかこのような素晴らしい意見陳述ができるようになりたいと強く思う。意見陳述は、私の弁護士人生の原点である。